

富良野市地域防災計画の一部修正について（第4章 災害応急対策計画）

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考
40	<p>第2節 災害関連情報の受領及び伝達計画</p> <p>■気象情報等の発表</p> <p>1. 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等 旭川地方気象台は、気象に関する注意報及び警報を発表する。</p> <p>（略）</p>	<p>第2節 災害関連情報の受領及び伝達計画</p> <p>■気象情報等の発表</p> <p>1. 予報（注意報を含む）、警報、<u>特別警報</u>、並びに情報等 旭川地方気象台は、気象に関する注意報及び警報を発表する。</p> <p>（略）</p>	<p>気象業務法の改正による追記</p>
44	<p>第4節 災害対策本部等の設置計画</p> <p>■非常警戒本部</p> <p>（略）</p> <p>2. 局地的に<u>警備</u>な対策を行う必要があるとき。</p> <p>（略）</p>	<p>第4節 災害対策本部等の設置計画</p> <p>■非常警戒本部</p> <p>（略）</p> <p>2. 局地的に<u>軽微</u>な対策を行う必要があるとき。</p> <p>（略）</p>	<p>字句の修正</p>
49	<p>第7節 災害広報計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、人身の安定と社会秩序の維持を図るため、市の広報紙、広報車、<u>安心・安全</u>メールをはじめ、地域 FM ラジオ等の報道機関の協力を得て市民等に対して、被害の状況、災害応急対策その他必要な情報を迅速に広報する。</p> <p>■予防対策広報</p> <p>平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項等について電話、広報車、<u>安心・安全</u>メールで周知するとともに、地域 FM 放送局に対し放送の協力を要請する。</p>	<p>第7節 災害広報計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、人身の安定と社会秩序の維持を図るため、市の広報紙、広報車、<u>安全・安心</u>メール、<u>市ホームページ</u>をはじめ、地域 FM ラジオ等の報道機関の協力を得て市民等に対して、被害の状況、災害応急対策その他必要な情報を迅速に広報する。</p> <p>■予防対策広報</p> <p>平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項等について電話、広報車、<u>安全・安心</u>メール、<u>市ホームページ</u>で周知するとともに、地域 FM 放送局に対し放送の協力を要請する。</p>	<p>字句の修正及びホームページの追加</p>
50	<p>■災害時の広報</p> <p>（略）</p>	<p>■災害時の広報</p> <p>（略）</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う追記及びホームページの追記</p>

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考																		
52	<p>3. 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表</p> <p>(1) 広報の方法</p> <p>一般市民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、地域 FM ラジオ等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 9 節 避難対策計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難の勧告又は指示を行い、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。</p> <p>■避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難のための立退きの勧告又は指示を行う。</p>	<p>3. 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表</p> <p>(1) 広報の方法</p> <p>一般市民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、<u>市ホームページ</u>、地域 FM ラジオ等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。<u>さらに、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 9 節 避難対策計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難の勧告又は指示を行い、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。</p> <p>■避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難のための立退きの勧告又は指示を行う。</p> <p><u>また、市は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求める。</u></p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う追記</p>																		
53	<p>1. 避難実施責任者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="350 1304 1329 1709"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>避難の勧告・指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>基本法第 60 条第 1 項～第 4 項</td> </tr> <tr> <td>北海道知事</td> <td>□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>基本法第 60 条第 5 項～第 7 項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施責任者	避難の勧告・指示を行う要件	根拠法令	市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第 60 条第 1 項～第 4 項	北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第 60 条第 5 項～第 7 項	<p>1. 避難実施責任者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="1421 1304 2401 1709"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>避難の勧告・指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>基本法第 60 条第 1 項～第 5 項</td> </tr> <tr> <td>北海道知事</td> <td>□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>基本法第 60 条第 6 項～第 8 項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施責任者	避難の勧告・指示を行う要件	根拠法令	市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第 60 条第 1 項～第 5 項	北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第 60 条第 6 項～第 8 項	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
実施責任者	避難の勧告・指示を行う要件	根拠法令																			
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第 60 条第 1 項～第 4 項																			
北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第 60 条第 5 項～第 7 項																			
実施責任者	避難の勧告・指示を行う要件	根拠法令																			
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第 60 条第 1 項～第 5 項																			
北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第 60 条第 6 項～第 8 項																			

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考
53	<p>■避難準備、勧告、指示区分の基準</p> <p>(略)</p>	<p>■避難準備、勧告、指示区分の基準及び発令</p> <p>市長は、市域の河川特性や土砂災害特性等を考慮し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」にしたがい、避難指示、避難勧告等の発令及び避難準備情報の発令を行う。 (マニュアル編：避難勧告等の判断・伝達マニュアル)</p> <p>(略)</p>	<p>避難勧告等の判断・伝達マニュアルを追記</p>
54	<p>■避難準備、勧告又は指示の周知</p> <p>市長は、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、地域 FM ラジオその他の方法により市民等に周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。避難準備、避難勧告又は指示を行う場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>■避難準備、勧告又は指示の周知</p> <p>市長は、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、<u>エリアメール</u>、<u>市ホームページ</u>、地域 FM ラジオその他の方法により市民等に周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。避難準備、避難勧告又は指示を行う場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>エリアメール、ホームページの追記</p>
55	<p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難の勧告、指示の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) サイレンによる方法 消防機関のサイレンを吹鳴する。</p> <p>(2) 広報車による方法 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。 なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p> <p>(4) メール等による方法 安全・安心メール及びエリアメールにより、市民等に周知すべき事項を配信する。</p> <p>(5) 公共放送による方法 NHK、民間放送局、地域 FM ラジオに対し、避難の勧告、指示を行った旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。</p> <p>(6) 伝達員等による方法 避難の勧告、指示をした時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。</p>	<p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難の勧告、指示の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) サイレンによる方法 消防機関のサイレンを吹鳴する。</p> <p>(2) 広報車による方法 市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。 なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p> <p>(3) メール等による方法 安全・安心メール、<u>エリアメール</u>及び<u>市ホームページ</u>により、市民等に周知する。</p> <p>(4) 公共放送による方法 NHK、民間放送局、地域 FM ラジオに対し、避難の勧告、指示を行った旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。</p> <p>(5) 伝達員等による方法 避難の勧告、指示をした時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。</p>	<p>字句の修正及びホームページの追加</p>

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考
57	(略)	<p><u>3. 避難に関する留意点</u> <u>市は、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。</u></p> <p>(略)「■関係機関への報告」の後に追記</p> <p><u>■内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行</u> <u>大規模災害が発生し、市または北海道の指揮系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合、国は、被災住民の受入れ手続を代行するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う追記</p> <p>第40節でり災証明の項目を新たに追加するため削除</p>
84	<p>第24節 住宅対策計画</p> <p>■り災証明 <u>総務対策部情報支援班は、家屋の被害調査結果に基づき被災者に対する「り災証明書」の発行事務を行い、「り災証明発行記録」に記録する。</u> <u>なお、り災証明の範囲は、基本法第2条第1号に規定する災害で、「家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損」とする。</u> <u>(資料編4-7：り災証明書・り災証明発行記録)</u></p>	(略)	
90	<p>第30節 労務供給計画</p> <p>この計画は、災害応急対策の<u>辞しについて</u>要員が不足し、賃金職員の雇用が必要となった場合について、迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第30節 労務供給計画</p> <p>この計画は、災害応急対策の<u>実施について</u>要員が不足し、賃金職員の雇用が必要となった場合について、迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(略)</p>	字句の修正
96	<p>第33節 広域応援要請計画</p> <p>(略)</p> <p>■応援要請</p>	<p>第33節 広域応援要請計画</p> <p>(略)</p> <p>■応援要請 <u>1. 国による応援・代行</u> <u>大規模災害が発生し、従来の地方公共団体間の応援できない事態が発生した場合、国は、災害応急対策を応援するものとする。さらに、市または北海道の指揮系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合、国は、応急措置を代行</u></p>	災害対策基本法の改正に伴う追記

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考
100	<p><u>1.</u> 北海道知事に対する応援要請</p> <p>(略)</p> <p><u>2.</u> 市町村への要請</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第 3 6 節 要配慮者に対する応急活動計画</p> <p>(略)</p> <p>■主な活動</p> <p>1. <u>避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容等にあたっては、要配慮者に十分配慮する。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>するものとする。</u></p> <p><u>2.</u> 北海道知事に対する応援要請</p> <p>(略)</p> <p><u>3.</u> 市町村への要請</p> <p>(略)</p> <p><u>4. 河川管理者への要請</u></p> <p><u>市長は、大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者への救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、河川管理者（北海道開発局又は北海道知事）に対して、応急復旧資材又は備蓄資機材の貸与を求めるとともに、水防活動に関する情報の共有をおこなうため、職員の派遣（リエゾンの派遣）要請を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 3 6 節 要配慮者に対する応急活動計画</p> <p>(略)</p> <p>■主な活動</p> <p>1. <u>市は、発災時においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、「富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画」に基づき、連合会・町内会・自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら、迅速に安否確認を行うとともに、避難行動の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>(マニュアル編〇 - 〇：富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画)</u></p> <p>(略)</p>	<p>河川法の改正に伴う追記</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う追記</p>
100	<p>■情報提供体制の確立</p> <p>市は、要配慮者に対する情報の伝達等に関して、<u>要配慮者名簿</u>等を活用し、迅速かつ的確に実施できるよう福祉関係団体、地域住民及び自主防災組織と連携のもと、情報提供体制の確立に努める。</p>	<p>■情報提供体制の確立</p> <p>市は、要配慮者に対する情報の伝達等に関して、<u>避難行動要支援者名簿</u>等を活用し、迅速かつ的確に実施できるよう福祉関係団体、地域住民及び自主防災組織と連携のもと、情報提供体制の確立に努める。</p>	<p>字句の修正</p>

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考
103	(略)	<p>(略)</p> <p><u>第 4 0 節 り災証明の発行計画</u> <u>罹災証明の発行に関して、必要な事項を定める。</u></p> <p>■<u>実施責任者</u> <u>総務対策部(情報支援班)が担当する。</u></p> <p>■<u>り災証明等の交付体制の整備</u> <u>り災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査する職員の育成や、り災証明書に関する行動規程等を整理し、遅滞なく交付できるよう、必要な業務の体制確保に努める。</u> <u>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p><u>(資料編 4 - 7 : り災証明書・り災証明発行記録)</u></p>	災害対策基本法の改正に伴う追記